

訴 状

2024（令和6）年4月9日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 川 人 博

同 蟹 江 鬼太郎

同 小 野 山 静

同 中 西 翔太郎

同 松 丸 正

同 成 見 暁 子

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

遺族補償年金等不支給処分取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 八王子労働基準監督署長が、令和5年11月20日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金を支給しない旨の処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

目次

第1 事案の概要	5
第2 当事者等	5
1 原告	5
2 被災者（故■■■）	5
3 使用者（ワーカーズコープセンター事業団）	6
第3 被災者の死亡及びその後の家族の生活	6
1 被災者のくも膜下出血の発症及び死亡	6
2 被災者の死亡後の家族の生活	6
(1) 経済的負担の増大	6
(2) 家庭責任の増大	7
(3) 原告の年収の減少	7
第4 遺族補償年金等の二男の受給権の喪失	8
1 二男を申請人及び請求人とする遺族補償年金の申請	8
2 八王子労働基準監督署長による業務上認定	8
3 二男の受給権及び受給資格の喪失	8
第5 原告による遺族補償年金の労災申請、審査請求及び本訴訟の提起	9
1 原告を申請人及び請求人とする遺族補償年金の労災申請	9
2 八王子労働基準監督署長による不支給処分	9
3 原告による審査請求	9
4 原告による本訴訟の提起	10
第6 労災保険法16条の2の違憲性	10
1 労災保険法16条の2が定める受給資格者	10
(1) 労災保険法における遺族補償年金に関する規定内容	10
(2) 配偶者の受給資格	11
2 現行の労災保険法における被災者の遺族補償年金の受給資格者	11
3 労災保険法16条の2は憲法14条1項に反し違憲である	12

(1) 憲法 14 条 1 項による差別的取扱いの禁止.....	12
(2) 性別による差別的取扱いに関する違憲審査基準.....	12
(3) 労災保険法 16 条の 2 の違憲審査基準.....	13
(4) 労災保険法 16 条の 2 の違憲性	14
4 結語.....	22
第 7 労災保険法 16 条の 2 の女子差別撤廃条約違反	22
1 はじめに ～女子差別撤廃条約について～.....	22
(1) 女子差別撤廃条約とは	22
(2) 女子差別撤廃条約が性別役割分業の撤廃を追求すること.....	22
(3) 女子差別撤廃条約がジェンダーに基づく差別を禁止すること.....	23
(4) 女子差別撤廃条約の有効性	23
(5) 労災保険法 16 条の 2 が女子差別撤廃条約に違反すること.....	23
2 労災保険法 16 条の 2 が「女子に対する差別」（第 1 条）に該当すること	23
(1) 第 1 条について	23
(2) 女子差別撤廃条約 1 条はジェンダーに基づく差別を禁止すること.....	24
(3) 労災保険法 16 条の 2 が「女子に対する差別」（女子差別撤廃条約第 1 条）に該当すること	25
(4) 労災保険法 16 条の 2 の真の目的はジェンダー差別である.....	27
(5) 労災保険法 16 条の 2 が「女子に対する差別」に該当すること.....	28
3 国は労災保険法 16 条の 2 を撤廃する義務を負うこと	28
(1) 国の女性差別法律の撤廃義務	28
(2) 国が労災保険法 16 条の 2 を撤廃する憲法上の義務を負うこと.....	29
(3) 配偶者に対し男女平等に遺族補償年金が給付されるべきこと.....	29
4 結語.....	30
第 8 結論	30

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、原告の妻がくも膜下出血を発症して死亡し、原告の二男を申請人として労災申請を行ったところ妻の死亡が業務上災害であると認定され、その後、夫である原告が自身を申請人として遺族補償年金を申請したが、八王子労働基準監督署長によって、原告は労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）16条等の定める要件を充たさないとして不支給と決定されたため、労働基準監督署による不支給処分の取消しを求めるという事案である。

労災保険法16条の2は、妻も夫も同じく配偶者であるにもかかわらず、性別のみを理由に、被災者の遺族である夫（男性）を差別するものであり、性別による不合理な差別的取扱いを禁止する憲法14条1項に反し違憲・無効であって、被災者の配偶者である原告は、遺族補償年金の受給資格を有するものである。

第2 当事者等

1 原告

原告は、1969（昭和44）年10月18日生まれの男性であり、被災者である故■■の夫である（甲1・除籍謄本）。

被災者が死亡した2019（令和元）年6月29日当時、原告は、49歳であり、身体及び精神の障害は有していなかった。

2 被災者（故■■）

被災者である故■■は、1967（昭和42）年12月19日生まれの女性である（甲1）。

被災当時、被災者は、原告と婚姻しており、自宅（■）にて、原告並びに長男、長女及び二男の3人の子らの5人で生活していた。

被災者は、2019（令和元）年6月25日にくも膜下出血を発症して、同年6月29日に搬送先の病院で死亡した（甲2・死亡診断書）。このくも膜下出血の発症については、令和5年3月2日付けで業務上認定がなされている（甲3・

調査復命書)。

3 使用者（ワーカーズコープセンター事業団）

ワーカーズコープセンター事業団（以下「本件事業団」という。）は、1982（昭和57）年に日本労働者協同組合連合会（当時の「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」）の直轄事業として設立され、その後、1987（昭和62）年に現在の組織に組織再編された。

被災者が死亡した2019年時点で、全国各地に約360の事業所（コミュニティセンターや高齢者福祉センター、保育園・学童クラブ・児童館、自立・就労支援施設など）を運営しており、組合員は6650人おり、約1万人が就労していて、事業高は約214億円にのぼっていた。

なお、本件事業団は、2022（令和4）年10月に労働者協同組合法が施行されたのを受けて、同法に基づき、2023（令和5）年4月1日に労働者協同組合に組織変更した。

第3 被災者の死亡及びその後の家族の生活

1 被災者のくも膜下出血の発症及び死亡

本件事業団において年に一度開催される総会・総代会を乗り切った2019（令和元）年6月25日頃から、被災者には、眩暈や頭痛、肩や首の痛み、発熱・嘔吐といった前駆症状が出現した。

その後、同年6月27日、被災者は、体調不良をおして送別会に参加し、同送別会の最中、参加者の前で倒れ、救急搬送された。そして、2日後の同年6月29日、被災者は搬送先の病院で死亡した（甲2）。

2 被災者の死亡後の家族の生活

(1) 経済的負担の増大

前述したとおり、被災者と原告には、長男、長女及び二男がいた（甲1）。被災者の死亡当時、長男は文系の私立大学に通う大学3年生であり、長女は理系の私立大学に通う大学1年生であり、二男は公立中学校に通う中学3年

生で、特定の私立高校への進学を希望していた。

被災者と原告は共働きであり、被災者の年収700万円程度、原告の年収500万円程度と、被災者の年収の方がやや多かった。被災者と原告は、2人の収入を合わせて、住宅ローン、住宅の共益費、駐車場代、光熱費、食費、3人の子どもたちの教育費といった日々の費用を負担していた。ところが、被災者の死亡により、世帯収入は半分以上減少することになった。

被災者の死亡後、被災者が加入していた生命保険の死亡保険金や、原告及び二男に対する遺族厚生・基礎年金が支払われたため、長男、長女及び二男の学費はそれらから何とか捻出することができた。もともと、被災者の死亡によって世帯収入が減少したのを受けて、二男から原告に対し、将来的に私立高校や大学への進学を断念しなければならないのではないかと不安視する発言もあった。

実際に世帯収入の減少の影響は大きく、原告は、携帯電話料金や光熱費を節約したり、それまで継続して行っていた積立預金を停止したり、車の買い替えを断念したりするなど、経済的に切り詰めて生活をしていかざるをえなくなった。

(2) 家庭責任の増大

被災者の死亡により増加したのは経済的負担だけではなく、家庭責任も増加した。被災者が死亡する前は、買い物、食事の準備、洗濯、洗い物、掃除、ゴミ出しといった日々の家事について、共働きであったため、被災者と原告で分担していた。ところが、被災者が死亡したことにより、原告が全てを担うことになった。日々の家事以外にも、二男はまだ中学生であったため、三者面談等の学校行事に親として参加する必要があった。また、二男が高校生になると、夕食の準備に加えて、翌朝の弁当も準備する必要があった。

(3) 原告の年収の減少

頻繁な残業をしながらこれらの準備等を行うのは難しかったため、被災者の死亡後、原告は残業の少ない職場に転職せざるをえなかった。2021（令

和3)年2月頃に原告は最初の転職をして、転職後には、夕食等の買い物をしてから19時頃には帰宅できるようになった。しかし、転職に伴い、原告の給与は月額13万円以上も減少し、生活が厳しくなった。そのため、原告は再度転職せざるをえなかった。

その後も、原告は、家庭責任と仕事の両立を模索しながら転職を繰り返し、4回の転職を経て、現在の勤務先でようやく1年以上勤務するに至っている。現在も、被災者の死亡前と比較すると原告の給与は月額8万円下がっており、収入は減少したままである。

第4 遺族補償年金等の二男の受給権の喪失

1 二男を申請人及び請求人とする遺族補償年金の申請

2022(令和4)年3月22日、原告訴訟代理人ら(のうち川人、蟹江及び小野山)は、池袋労働基準監督署にて遺族補償年金等の支給を求める労災申請書類を提出した。

ところが、池袋労働基準監督署の職員より、原告は被災当時49歳で55歳未満であり、また、一定障害も有していないことから、遺族補償年金等の受給資格はなく、被災者の死亡当時18歳未満であった二男のみが受給資格を有していると通告された。

そのため、原告及び原告代理人は、やむをえず、申請人及び請求人を原告から二男に変更したうえで労災申請書類を池袋労働基準監督署に再度提出した。

2 八王子労働基準監督署長による業務上認定

そして、被災者のくも膜下出血の発症について、令和5年3月2日付けで業務上認定がなされた(甲3)。

3 二男の受給権及び受給資格の喪失

もっとも、二男は、2004(平成16)年10月12日生まれであり、2023(令和5)年3月31日をもって18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した。

その結果、二男も、遺族補償年金の受給権及び受給資格を失った（労災保険法16条の4第1項5号、第2項）。

これにより、全ての受給権者が失権して、受給資格者がおらず、すでに支給された遺族補償年金等の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合に該当することとなり、遺族補償一時金が原告の二男に支給された（支給金額は、給付基礎日額の1000日分から、すでに支給された遺族補償年金等の合計額を差し引いた金額）（労災保険法16条の6第1項2号）。

第5 原告による遺族補償年金の労災申請、審査請求及び本訴訟の提起

1 原告を申請人及び請求人とする遺族補償年金の労災申請

前述したとおり、原告は、2022（令和4）年3月22日に池袋労働基準監督署の職員より、原告には遺族補償年金等の受給資格はなく、被災者の死亡当時18歳未満であった二男のみが受給資格を有していると通告されたため、原告を申請人及び請求人とする同年金等の請求を一旦断念し、取り下げた。

しかし、後述するとおり、遺族補償年金の受給資格者を定める労災保険法16の2は憲法14条1項に反し違憲であることから、原告は、2023（令和5）年11月6日付けで八王子労働基準監督署長に対し、原告を申請人及び請求人として遺族補償年金を請求し直し、同日付けで受理された。

2 八王子労働基準監督署長による不支給処分

2023（令和5）年11月20日、八王子労働基準監督署長は、被災者にかかる遺族補償年金について、被災者と原告との間に生計維持関係は認められるものの、労災保険法16条等の定める要件を充たさないため、遺族補償年金の受給資格者には該当しないとして、不支給と決定した（以下「本件不支給処分」という。甲4・不支給決定通知）。

3 原告による審査請求

八王子労働基準監督署長による本件不支給処分を受けて、原告は、2023（令和5）年12月18日付けで東京労働者災害補償保険審査官に審査請求を

行い、2024（令和6）年1月4日付けで受理された（甲5・審査請求受理通知）。

しかし、東京労働者災害補償保険審査官は、審査請求は法の規定に沿って判断するものであり、労災保険法16条の2が違憲か否かは審査請求の範囲外であるため、労災保険法16条の2は憲法14条1項に反する違憲・無効なものであるという代理人の主張を採用することはできないとしたうえで、原告は被災者の死亡に係る遺族補償年金の受給権者とは認められないとして、同年3月26日付けで審査請求を棄却した（甲6・審査請求決定書）。

4 原告による本訴訟の提起

東京労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したことを受けて、原告は、本訴訟を提起するものである。

第6 労災保険法16条の2の違憲性

1 労災保険法16条の2が定める受給資格者

(1) 労災保険法における遺族補償年金に関する規定内容

労災保険法16条は、遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする、と定めている。

また、遺族補償年金の受給資格者について、労災保険法16条の2第1項は、以下のとおり定めている（下線は原告代理人による）。

「第十六条の二 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。」

また、遺族補償年金の受給権者には遺族特別年金が支給され、遺族補償年金の支給を停止すべき事由が生じたときは遺族特別年金の支給も停止されることとされている（労働者災害補償保険特別支給金支給規則9条1項、13条2項）。

(2) 配偶者の受給資格

労災保険法16条の2は、同じく被災者の配偶者であっても、妻（女性）は、年齢等の限定なく遺族補償年金の受給資格を有するに比し、夫（男性）は、60才以上または一定程度の障害がなければ遺族補償年金の受給資格を有しないと定めていることになる。

なお、労災保険法附則43条1項は、労災保険法16条の2第1項1号の特則として、同法附則45条の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲が改定されるまでの間、被災者の死亡時に同一生計維持関係があり、満55才以上60才未満年令であった夫についても遺族補償年金の受給資格を有するとしている（但し、60才に達するまでの間は受給停止）。

2 現行の労災保険法における被災者の遺族補償年金の受給資格者

被災者の死亡当時、被災者と同一生計維持関係にあった遺族としては、被災者の夫である原告、原告と被災者の長男、長女及び二男がいた。

もともと、夫である原告は、被災者の死亡当時において49歳であり、一定障害も有していなかった。また、長男及び長女はともに子の受給要件である「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」ことに該当しなかった。

そのため、被災者の死亡当時18歳未満であった二男のみが遺族補償年金の受給資格を有するという事になったが、前述したとおり、二男も2023（令和5）年3月31日をもって遺族補償年金等の受給権及び受給資格を失った（労災保険法16条4第1項5号、第2項）。その結果、現行の労災保険法の規定によれば、被災者の遺族補償年金等については受給資格を有する者が存在しないということになった（労災保険法16条の4第1項5号、第2項）。

さらに、これに伴って、二男に対しては、遺族特別金の支給も停止された（労働者災害補償保険特別支給金支給規則9条1項、13条2項）。

仮に、死亡した被災者が夫（男性）であり、原告が妻（女性）であれば、年齢等の条件なしに遺族補償年金等の受給資格を有するため、妻（女性）は現在進行形で遺族補償年金及び遺族特別年金の支給を受けられたということになる。

3 労災保険法16条の2は憲法14条1項に反し違憲である

(1) 憲法14条1項による差別的取扱いの禁止

憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、同規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである（最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁、同昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁等）。

そして、法の下での平等は、人の性別・能力・年齢・財産・職業または人と人との特別な関係など種々の事實的・実質的な差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味するものである。

(2) 性別による差別的取扱いに関する違憲審査基準

憲法14条1項後段は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としているが、前段の平等原則を例示的に説明したものにとどまるものではなく、後段に列挙された事由による差別は、個人尊厳の原理に著しく反するものであることから、原則として不合理なものであると解すべきである。

性別という憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法14条1項後段に列挙されている事由によるものであるということ、性別は生来のものであるということ、憲法が両性の本質的平等を希求していること、これらの点を考慮すると、性別による差別の適否については、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なものであること、これらの点が審査されるべきである。

(3) 労災保険法16条の2の違憲審査基準

ア 労災保険法16条の2は性別のみを理由に「配偶者」を区別している

労災保険法16条の2本文は、「遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。」として、「配偶者」に遺族補償年金の受給資格があるとしながら、同法16条の2ただし書きは、「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」として、同じく被災者の「配偶者」であるにもかかわらず、「妻（女性）」と「夫（男性）」を区別している。

つまり、労災保険法16条の2は、同じく被災者の配偶者であっても、妻（女性）であるか夫（男性）であるかという性別の違いにより遺族補償年金の受給資格に差異を生じさせるものである（以下「本件区別」という。）。これは、被災者の「配偶者」の性別（女性であるか男性であるか）のみで差異を生じさせるものであり、性別による区別に他ならない。

イ 労災保険法16条の2に関する違憲審査基準

本件区別は性別のみで差異を生じさせるものであることから、その適否については、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なもの

であること、これらの点が認められない場合は、憲法14条1項に反すると解すべきである。

合憲である理由を主張立証する責任は、公権力の側にある。

(4) 労災保険法16条の2の違憲性

ア 立法目的はやむにやまれぬ必要不可欠なものではない

本件区別は、遺族補償年金の受給権者の範囲を定めるに当たり、財政事情等を考慮して、被災者の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち遺族補償年金を支給する対象者を類型化するための要件として設けられたものであると解される。

しかし、同じく被災者とともに生計を維持していた、「配偶者」という、親等上も被災者本人と同列に扱われるほどの存在を、さらに分断するような細かい類型化の要件を設けることまでが必要不可欠であるとはいえない。

よって、労災保険法16条の2については、そもそも、立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものとはいえず、その一事をもってしても同法16条の2は違憲・無効である。

イ 立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものではない

仮に、遺族補償年金の支給を受けられる対象をある程度限定するという限りで立法目的が必要不可欠なものであると解することができるとしても、遺族補償年金の受給資格である「配偶者」について性別のみによって差異を設けている本件区別は、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとはいえない。

本件区別は、立法当初より、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとはいえず、違憲の疑いを払拭できるものではないが、少なくとも、後述する立法事実の変遷を踏まえれば、現在、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとは全くいえない。以下、詳述する。

(7) 現在の日本の社会状況

本件区別は、男性労働者の収入は家族の扶養に不可欠であるのに対し、

女性労働者の収入は家族の扶養にさほど寄与しないという、旧態依然とした性別役割分担意識に基づくものであるという他ない。

もつとも、このような性別役割分担意識は、現在の日本の社会状況に全く合致していないものである。

性別役割分担意識が希薄化し、女性の社会進出が進んだ結果、1990年代には、雇用者の共働き世帯が専業主婦世帯を上回った。さらに、2002（平成14）年以降、女性雇用者数が増加し、2010（平成22）年には、共働き世帯が1012万世帯であったのに対して専業主婦世帯は797万世帯に止まり（平成23年版男女共同参画白書。甲7）、そこからさらに10年以上が経過した2022（令和4）年には、共働き世帯は1191万世帯まで増加している（令和5年版男女共同参画白書。甲8）。

日本国内における就業者数も、2024（令和6）年2月時点で、男性が3683万人、女性が3045万人にのぼる（労働力調査〔基本集計〕2024〔令和6〕年2月分。甲9）。

2022（令和4）年時点の男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与水準は75.7となっているが（令和5年賃金構造基本統計調査）、男女賃金格差の是正が国内外から要求されているのを受けて、格差は年々是正されつつあり、女性労働者の給与水準は75を超え、5年前の2017（平成29）年の73.4から2.3ポイントも上昇している。

つまり、今日では、男女ともに家庭の生計維持に寄与する共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているというべきである。

(イ) 遺族である配偶者が被災者の死亡後に直面する変化

被災者の死亡後、遺族である配偶者は経済的な変化に直面することになる。

前述したように一般的な家庭モデルが共働き世帯となっている現在においては、遺族である配偶者は、男女いずれであっても、被災者の死亡によって生計の担い手を失うことになり、被災者の死亡前の生活水準を下げ

ざるをえないような状況に陥るということになる。本件においても、前述したとおり、被災者と原告は共働きであり、被災者の年収700万円程度、原告の年収500万円程度と、やや被災者が多くの収入を得ていたところ、被災者の死亡により、世帯収入は半分以上減少することになった。

次に、被災者の死亡後、遺族である配偶者は家庭責任の変化にも直面することになる。遺族である配偶者は、男女いずれであれ、被災者の死亡後、それまで被災者が担っていた家庭責任も負わざるを得ない状況に陥るということになる。今日では、核家族化が進行していることに照らすと、妻（夫）が死亡した場合、それまで妻（夫）が担っていた家庭責任を妻（夫）に代わって担うのは夫（妻）ということになる。つまり、夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで、遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはない。原告もその例外ではなく、被災者の死亡後、それまで被災者と分担していた家庭責任を全て担うことになった。

そして、妻の死亡により家庭責任が増大した結果、遺族である夫が、従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合が想定される。日本における男女の賃金格差は、家庭責任（家事・育児等）が女性に集中していることに大きな要因があるが、それを翻って検討すると、妻の死亡により夫の家庭責任が増大した場合、遺族である夫が従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合も十分ありうるといえる。

家庭責任の増大が、男性労働者の収入減につながる可能性があるという点については、ひとり親世帯の状況からもわかる。2021（令和3）年の父子世帯の就業率は88.1%、父自身の平均年間就労収入は398万円であるところ、一般世帯の平均給与所得（女性＝293万円、男性＝532万円）よりも低い（令和3年度全国ひとり親世帯等調査。甲10）。父子世帯の父自身の平均年間就労収入と一般世帯の男性労働者の平均給与所得を比較すると、一般世帯の男性労働者を100とした場合の父子世帯の父自身の平均年間就労収入は74.8となる。これは、前述した男女の

賃金格差よりも格差が大きいということになるのである。

本件においても、被災者の死亡後、ひとり親となった原告は残業の少ない職場に転職せざるをえず、現在も、被災者の死亡前と比較すると原告の給与は月額8万円下がっており、収入は減少したままである。

このように、遺族である夫は、被災者である妻の死亡後、経済的な面でも家庭責任の面でも大きな変化に直面し、さらには、従前と同程度の収入を得ることすら難しくなると想定される。

それにもかかわらず、労災保険の遺族補償年金に関しては、夫が死亡した場合は妻は基本的に死亡時まで遺族補償年金を受給することができるのに対し、妻が死亡した場合に受給資格の要件を満たさない夫は一時金（1000日分）しか受け取ることができない。

原告の息子（二男）は1754万8000円を遺族補償一時金として受け取ったが、原告が妻であり、女性の平均寿命である87歳まで生存すると仮定した場合、概算で6160万4259円を受け取ることができるといことになる（別紙比較表参照）。つまり、被災者の死亡に伴う遺族補償の金額は、原告が女性（妻）であった場合は、実に3.5倍になるのである。

繰り返しになるが、遺族である夫は、被災者である妻の死亡後、経済的な面でも家庭責任の面でも大きな変化に直面し、さらには、従前と同程度の収入を得ることすら難しくなると想定される。このような状況を踏まえると、遺族補償に関して、同じく被災者の配偶者という立場であるにもかかわらず、男女間で3.5倍もの経済的格差を設ける必要があるとは到底いえない。

(7) 遺された子どもの養育環境や将来への多大な影響

両親の家計への貢献の度合いにかかわらず、父親が亡くなった場合には母親の遺族補償年金の受給権は制限されず、他方、母親が亡くなった場合には父親の遺族補償年金の受給権は法令で大きく制限されている。これは、

妻を亡くした夫のみならず、母親を亡くして父子家庭で育つ子どもにとっても、その養育環境に多大な経済的影響を与える事柄である。

加えて、労災就学援護費は、遺族補償年金の支給決定を受けている遺族でなければその支給を受けられず、遺族補償一時金の支給決定を受けている遺族ではその支給を受けられないことから（労働者災害補償保険法施行規則・33条）、遺族補償年金の受給権に対する制限は労災就学援護費の受給権に対する制限にもつながる問題である。

そもそも、親を労災によって亡くすということ自体、遺された子どもに精神面でも経済面でも多大な影響を与える事柄である。そのような中、性別による直接的な差別である本件区別によって、父子家庭で育つ子どもはさらなる多大な経済的影響まで受けることになってしまう。

こうした経済的影響は、学費等の短期的なものだけではなく、父が年齢を重ねた際の介護費用等の長期的なものも含まれる。親が遺族補償年金を受給できることになれば、子どもにとっても、学費等の懸念や父の介護費用等の負担の軽減につながるのである。

そのため、母親を亡くして父子家庭で育つことになった子どもの権利の観点からみれば、「子どもの最善の利益」（3条）という、子どもの権利条約上の重要な基本原則にそぐわないものとみることも可能である。子どもの権利条約は2条で、締約国はその管轄下にある児童に対し、「児童又はその父母もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教…又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしに」同条約上の権利を尊重し及び確保する、としており、同条約は27条で、生活水準についての権利も規定している。

(エ) 日本国内における制度改正や制度改正を巡る議論

- a 配偶者との死別又は離婚等の生別により被扶養利益を喪失した母子世帯の所得保障を目的とした児童扶養手当の支給要件を定めた児童扶養手当法4条について、それまで母子家庭にしか支給されなかった児童

扶養手当を、2010（平成22）年8月以降、父子家庭にも支給することとする改正がなされている。

2009（平成21）年6月23日の参議院厚生労働委員会に児童扶養手当法の改正案が議員提案された際、その趣旨説明においては、「近年、社会情勢の変化や家庭観、夫婦観の多様化に伴い、離婚等による一人親家庭は増加傾向にあります。子育てと生計の維持を一人で担うのは、母子家庭だけでなく父子家庭も同様であり、一人親家庭の多くは育児、家事など生活面での困難とともに、経済的な問題も抱えています。」、「近年の規制緩和等を背景に男性でも非正規労働が増加している中で、経済雇用情勢が急激に悪化し、父子家庭の親が、保育園の送迎等のために残業や転勤などのある正社員として働き続けることが難しくなり、結果的に収入の低い不安定な就労を余儀なくされるケースが多く、マスコミに取り上げられています。」、「そもそも、収入の低い一人親家庭に対する支援は男性か女性かを問わず必要なものであり、男女共同参画社会を目指す国として、こうした状況を放置するべきではありません。父子家庭でも安心して子育てできる環境を整備することは、経済雇用情勢が極めて悪化している現在、緊急の課題であります。」と述べられている。

b さらに、2023（令和5）年7月28日、厚生労働省の社会保障審議会の部会においても、遺族厚生年金の支給対象に関して男女差の解消が必要であるということで議論が開始されている。

(4) 諸外国における法制度の変化

海外においては、遺族補償における男女差の解消はすでに数十年前に実施されている。

具体的には、イギリスでは、1999年に法改正がなされ、遺族関連3給付（寡婦給付、寡婦母親手当、寡婦年金）を改称し、支給対象が男性にも拡大されている。スウェーデンでは、1988年に法改正がなされ、寡婦年金が廃止され、男女ともに受給できる調整年金が創設されている。ド

イツでは、遺族年金の男女差の是正を求める判決を契機に、1985年に法改正がなされ、男性にのみ課されていた「死亡した妻によって家計の大部分が賄われていた」という要件が削除されている。アメリカでは、1977年に法改正がなされ、男性のみに課されていた被扶養要件が撤廃され、さらに1983年に再び法改正がなされ、法律上の支給要件における男女差が解消されている（百瀬優「終章 今後の遺族年金のあり方に関する論点整理」（厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」（平成29〔2017〕年5月）等）。

(カ) 日本が締結国となっている人権条約の内容

日本が締結国となっている人権条約の中で、権利享受において性に基づく差別を禁止しているものとして本件に関連する主な規定は、以下にみる、自由権規約及び社会権規約の諸規定が挙げられる。本件区別の憲法適合性の判断を行う前提として、これら諸規定の解釈を十分に踏まえる必要がある。

a 自由権規約26条の規定

自由権規約26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定しており、同規約26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」とした世界人権宣言7条にその源流を有し、その法文書に規定された諸権利の享有における差別禁止にとどまらない、法律による平等の保護を受ける権利を規定したものである（申恵丰『国際人権法』信山社〔2013年〕334頁以下）。

以上より、本件区別は、遺族補償年金の受給要件における性差別にかかわる問題であり、自由権規約 26 条に明確に反するものである。

b 社会権規約 9 条の規定

社会権規約上、社会保障に対する権利（9 条）の完全な実現そのものは、規約 2 条 1 項により漸進的達成の枠組みによることとなる一方、その達成過程においては、いかなる差別もないことを締約国は保障・確保しなければならない（2 条 2 項、男女平等についてはこれに重ねて 3 条）。

社会権規約 9 条は、何らの社会的立法も介さずにそれのみで個人の具体的な社会保障給付を引き出せるような権利規定ではない一方で、本件のように、すでに存在する法令である労災保険法及び附則において、性によって異なる受給要件を設けていることは、明らかに、9 条の権利の享受における無差別・平等（2 条 2 項及び 3 項）の問題を提起し、これらに違反するというべきである。

c 小括

以上より、本件区別は、遺族補償年金の受給要件における性差別にかかわる問題であり、社会権規約 9 条の権利に関して同規約 2 条 2 項及び 3 条に明確に反するものである。

ウ 労災保険法 16 条の 2 に基づく本件区別は違憲である

本件区別に関しては、遺族補償年金の受給権者の範囲を定めるに当たり、財政事情等を考慮して、被災者の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち遺族補償年金を支給する対象者を類型化するための要件を設ける必要があるとしても、同じく被災者とともに生計を維持していた、「配偶者」という、親等上も被災者本人と同列に扱われるほどの存在を、さらに分断するような細かい類型化の要件を設けることまでが必要不可欠であるとはいえない。

よって、第一に、労災保険法 16 条の 2 については、そもそも、立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものとはいえず、その一事をもってしても同

法16条の2は違憲・無効である。

第二に、仮に、遺族補償年金の支給を受けられる対象をある程度限定するという限りで立法目的が必要不可欠なものであると解したとしても、遺族補償年金の受給資格である「配偶者」について性別のみによって差異を設けている本件区別は、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとはいえない。

4 結語

以上より、労災保険法16条の2の規定は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定める憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効である。

第7 労災保険法16条の2の女子差別撤廃条約違反

1 はじめに ～女子差別撤廃条約について～

(1) 女子差別撤廃条約とは

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women、CEDAW、以下「女子差別撤廃条約」という)とは、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、人権及び基本的自由の享有について男女の法律上及び事実上の平等を達成することをその趣旨・目的とする国際連合の定めた国際条約である。

(2) 女子差別撤廃条約が性別役割分業の撤廃を追求すること

女子差別撤廃条約は、現実には女性に対する差別が存在することに対して、法的な平等は勿論、事実上も差別を解消し「完全な平等」を達成することを目的とする(前文)。より具体的に言えば、本条約は、女性に対する差別を、定型化された性別役割分業を基礎とした社会・経済・政治・法構造の下で、女性が劣位におかれ抑圧されている状況として把握し、その抑圧からの解放と女性の地位向上のため、女性差別を生み出す原因である性別役割分業社会

構造の変革を含めて、性別役割分業の撤廃を積極的に追求する。

(3) 女子差別撤廃条約がジェンダーに基づく差別を禁止すること

女子差別撤廃条約は、後述するように、一般勧告第28号により、男女という性による異なった取扱いを禁止するだけでなく、ジェンダーに基づく差別を禁止したものと解釈されている。

(4) 女子差別撤廃条約の有効性

女子差別撤廃条約は、1979年の国連総会で採択され、1981年9月3日に発効した。日本国については、1985年6月24日、第102回通常国会において条約締結が承認され、同月25日批准し、同年7月25日より効力が発生している。

(5) 労災保険法16条の2が女子差別撤廃条約に違反すること

以下、労災保険法16条の2が女子差別撤廃条約第1条に違反することを詳述する。

2 労災保険法16条の2が「女子に対する差別」(第1条)に該当すること

(1) 第1条について

第1条は以下のとおり規定する。

ア 日本語仮訳

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

イ 英語正文

For the purposes of the present Convention, the term "discrimination against women" shall mean any distinction, exclusion or restriction made on the basis of sex which has the effect or purpose of impairing or nullifying the recognition, enjoyment or exercise by women, irrespective

of their marital status, on a basis of equality of men and women, of human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural, civil or any other field.

(2) 女子差別撤廃条約 1 条はジェンダーに基づく差別を禁止すること

ア はじめに

女子差別撤廃条約の解釈指針である同条約一般勧告第 28 号において、「女子に対する差別」（第 1 条）とは、男性との比較における性別に基づく女性差別ではなく、ジェンダーに基づく差別をいうとする。

イ 一般勧告第 28 号は、以下のとおり規定する。

(ア) 日本語仮訳

本条約は、性別に基づく差別のみに言及しているが、第 1 条ならびに第 2 条（f）及び第 5 条（a）では、ジェンダーに基づく女性差別についても規定していると理解することができる。「性別」とは、男女間の生物学的差異を意味する。「ジェンダー」とは、社会的に形成されたアイデンティティーであり、男女の特性及び役割、さらに男女間における階層的関係や男性に有利で女性に不利な権力配分をもたらす、かかる生物学的差異の社会的・文化的意義に基づく。

(イ) 英語正文

Although the Convention only refers to sex-based discrimination, interpreting article 1 together with articles 2 (f) and 5 (a) indicates that the Convention covers gender-based discrimination against women. The term “sex” here refers to biological differences between men and women. The term “gender” refers to socially constructed identities, attributes and roles for women and men and society’s social and cultural meaning for these biological differences resulting in hierarchical relationships between women and men and in the distribution of power and rights favouring men and disadvantaging

women.

ウ 小括

このように、女子差別撤廃条約一般勧告第28号は、同条約第1条が「性に基づく区別、排除又は制限」に基づくと規定しているところ、このような「性」に基づく区別、排除又は制限ではなく、「社会的に形成されたアイデンティティー」及び「男女の特性及び役割」といった「ジェンダー」に基づく区別、排除又は制限が「女子に対する差別」（第1条）として解釈することを明らかにしたものである。

(3) 労災保険法16条の2が「女子に対する差別」（女子差別撤廃条約第1条）に該当すること

ア 労災保険法16条の2は女性が扶養されて生きることを前提にする

労災保険法16条の2は、被災者の死亡当時、その収入によつて生計を維持していた妻（女性）について、年齢等の限定なく遺族補償年金の受給資格を有すると規定する一方、夫（男性）については、年齢等の要件を満たさなければ遺族補償年金の受給資格を有しないと規定する。

すなわち、労災保険法16条の2は、夫に扶養され、その収入によつて生計を維持していた妻について、年齢等の制限無く遺族補償年金の受給資格を付与する。労災保険法16条の2は、女性が夫に扶養される生き方を選ぶことを前提に、男性に対して課される年齢等の要件なしに、遺族補償年金を支給するものである。

労災保険法16条の2は、女性が若くて健康であっても、「男は仕事、女は家事」という伝統的な性別役割分業を前提にするから、女性が男性に扶養されて生きるべき劣位の存在というジェンダーステレオタイプを前提とすることは明らかである。

イ 労災保険法16条の2は「ジェンダー」に基づく「区別」である

労災保険法16条の2は、このような「男は仕事、女は家事」とのジェンダーステレオタイプに基づき、妻に年齢等の要件を課さず、夫に年齢等の要

件を課し、男女で異なる条件を立てる。

労災保険法16条の2は、女性が男性に比べて劣性で弱い立場にあり、若くて健康であっても男性に扶養されるべき存在であるという「社会的に形成されたアイデンティティ」及び「男女の特性及び役割」としての「ジェンダー」に基づき男性と女性を「区別」するものである。

ウ 労災保険法16条の2は女性の人権および基本的自由の行使を妨げること

労災保険法16条の2は、一見、男性に扶養されて生きる妻（女性）に遺族補償年金の受給権を与えて優遇するかのよう装う。しかし、労災保険法16条の2の真の実態は、扶養される生き方を選んだ女性を優遇し、婚姻して男性（夫）との関係で自立する生き方を選んだ女性を不利に置くものである。

労災保険法16条の2は、女性が、男性（夫）との関係で自立し男女平等の立場で、自らの可能性を発達させる生き方ができるにもかかわらず、女性は若くて健康であっても男性に扶養されて夫に経済的にも社会的にも従属して生きるべきであることを前提する。労災保険法16条の2は、女性が、男性（夫）との関係で自立して男性と平等の立場で自らの可能性を社会において発達させることを否定的に宣言するものであり、婚姻した女性が夫から独立して人権及び基本的自由を享受する主体であることを否定するものである。

エ 労災保険法16条の2は男性の人権および基本的自由の行使をも妨げること

労災保険法16条の2により、女性（妻）は、扶養されて生きている限り遺族補償年金を受給することができるにもかかわらず、男性（夫）は、55歳以上であるか一定の障害がなければ遺族補償年金を受給することができない。

労災保険法16条の2は、男性（夫）が女性（妻）と同様の条件で遺族補

償年金の受給資格を制限し、配偶者が男性であろうが女性であろうが平等に社会保障を享受することを否定するものであるから、ジェンダーに基づき男性（夫）の「人権および基本的自由を行使することを害」する点で「人権及び基本的自由を認識し、共有し又は行使することを害し又は無効にする」といえる。

そして、夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで、遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはなく、家庭に対する経済的負担も夫妻で同一の責任を負うべきであり、現に女性が家庭の大黒柱である家庭は増え続けている。

国は、「そもそも、収入の低い一人親家庭に対する支援は男性か女性かを問わず必要なものであり、男女共同参画社会を目指す国として、こうした状況を放置するべきではありません。父子家庭でも安心して子育てできる環境を整備することは、経済雇用情勢が極めて悪化している現在、緊急の課題であります。」といみじくも主張したとおり、父子家庭においても母子家庭と同等かそれ以上の経済的困窮に直面している現実を直視すれば、男性配偶者であろうが、女性配偶者であろうが、等しく遺族補償年金を支給すべきである。

このように、労災保険法16条の2は、家族を失った男性配偶者に対し、家族を失った女性配偶者より著しく低廉な遺族補償給付しか行わないことは男性の基本権の侵害にほかならない。

オ 小括

したがって、労災保険法16条の2は、男性（夫）及び女性（妻）双方の「個人の人権及び基本的自由を認識し、共有し又は行使することを害し又は無効にする」といえる。

(4) 労災保険法16条の2の真の目的はジェンダー差別である

これまで詳述したように、労災保険法16条の2は、「男は仕事、女は家事」という性別役割分業に基づき、男女の社会的役割や特性が違うという前提に立

つ。現存する男女賃金格差を是正せず雇用における女性が男性よりも劣位に置かれていることの改善なしに、漫然と現存する社会的な女性劣位や性別役割分業を前提とし、扶養されて生きる女性に手厚い社会保障給付を行うことは、性別役割分業に基づく女性劣位の社会実態を追認し、ひいては固着化する目的があると云わざるをえない。

労災保険法16条の2の真の目的は、男女が平等に家庭的責任を果たし、女性が社会において能力を発揮することを制約し、伝統的性別役割分業を固着化させ、女性劣位を維持する点で、女性差別であることは言うまでもない。

そればかりか、労災保険法16条の2は、男性と女性が配偶者として平等に家庭責任を果たし、家庭についての経済的負担も平等に責任を負うことを否定し、男女平等に家庭責任を負う男性の生き方そのものを否定する趣旨である。労災保険法16条の2は、男女平等がすすみ男女が平等に家庭責任を負う現代社会において最も深刻に捉えられるべきである。

労災保険法16条の2の目的は、ジェンダーに基づき女性と男性が平等に人権及び基本的自由を認識し、共有し又は行使することを害し又は無効にする点にあり、ジェンダーに基づく男性及び女性双方に対する差別であることは明らかである。

(5) 労災保険法16条の2が「女子に対する差別」に該当すること

このように、労災保険法16条の2は、ジェンダーに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものとして、「女子に対する差別」(第1条)にあたる。

3 国は労災保険法16条の2を撤廃する義務を負うこと

(1) 国の女性差別法律の撤廃義務

女子差別撤廃条約2条柱書及び同条(f)は、国が、女子差別撤廃条約1条に違反する規定を撤廃する義務を負うことを規定する。

ア 日本語仮訳（抜粋）

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（f）女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

イ 英語正文（抜粋）

States Parties condemn discrimination against women in all its forms, agree to pursue by all appropriate means and without delay a policy of eliminating discrimination against women and, to this end, undertake:

(f) To take all appropriate measures, including legislation, to modify or abolish existing laws, regulations, customs and practices which constitute discrimination against women;

(2) 国が労災保険法 16 条の 2 を撤廃する憲法上の義務を負うこと

「我が国においては、憲法 98 条 2 項により、条約は公布とともに国内的効力を有すると解されており、条約が締約国に対して法的拘束力がある文言で締約国の義務を定めている場合には、かかる義務には、国家機関たる行政府、立法府及び司法府を拘束する効力があると解される。したがって、立法府は、女子差別撤廃条約についても、法的拘束力がある文言で規定されている限り、同条約が定める義務に違反する法律を改廃し、義務に反する新規立法を回避し、もって同条約を誠実に遵守する義務がある。」とされる（夫婦別姓訴訟事件・最大決令和 3 年 6 月 23 日集民 266 号 1 頁、宮崎裁判官・宇賀裁判官反対意見）。

国は、憲法 98 条 2 項に基づき、女子差別撤廃条約第 1 条に違反する労災保険法 16 条の 2 を撤廃する憲法上の義務を負うことは明らかである。

(3) 配偶者に対し男女平等に遺族補償年金が給付されるべきこと

夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで、遺族たる配偶者が担うべき家庭

責任の程度に違いはなく、家庭に対する経済的負担も夫妻で同一の責任を負うべきである。したがって、労災保険法16条の2は、「配偶者」が男性であるか女性であるかにより遺族補償年金の受給資格要件を区別すべきではなく、「配偶者」が男性であろうが女性であろうが、同一の遺族補償給付をすべきである。

国は、「男女共同参画社会を目指す国として、こうした状況を放置するべきではありません。父子家庭でも安心して子育てできる環境を整備することは、経済雇用情勢が極めて悪化している現在、緊急の課題であります。」として、父子家庭も母子家庭と同様かそれ以上に経済的困窮に直面することを認識している。

そうであれば、国は、女子差別撤廃条約第2条に基づき、夫である原告に対しても遺族補償年金を支給する要件とし、男女配偶者間の著しい不平等を抜本的に解消する立法を行うべきである。

4 結語

以上より、労災保険法16条の2が「女子に対する差別」(第1条)に他ならないため、同条は女子差別撤廃条約に違反するものであり、憲法98条2項に反するから無効である。

第8 結論

同じく被災者の配偶者であっても、妻(女性)は、年齢等の限定なく遺族補償年金の受給資格を有するのに比し、夫(男性)は、60才以上または一定程度の障害がなければ遺族補償年金の受給資格を有しないと定める労災保険法16条の2は、憲法14条1項に反する違憲・無効なものである。そのため、被災者の配偶者である原告は、年齢等の限定なく遺族補償年金の受給資格を有するものと解すべきである。

よって、八王子労働基準監督署長による本件不支給処分は違法であり、速やかに取り消されるべきである。 以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

附属書類

1	訴状副本	1 通
2	証拠説明書	1 通
3	甲号証写し	各 1 通
4	訴訟委任状	1 通

当事者目録

〒 ■

■

原 告 ■ ■

〒 1 3 3 - 0 0 3 3 東京都文京区本郷二丁目 2 7 番 1 7 号 I C N ビル 2 階

川人法律事務所

上記原告訴訟代理人弁護士 川 人 博

〒 1 0 0 - 0 0 0 6 東京都千代田区有楽町 1 - 6 - 8 松井ビル 6 階

旬報法律事務所 (送達場所)

上記原告訴訟代理人弁護士 蟹 江 鬼 太 郎

同 小 野 山 静 (連絡担当)

同 中 西 翔 太 郎

電 話 0 3 - 3 5 8 0 - 5 3 1 1

F A X 0 3 - 3 5 9 2 - 1 2 0 7

〒 5 9 0 - 0 0 7 7 大阪府堺市堺区中瓦町 1 - 4 - 2 7 小西ビル 6 階

堺法律事務所

上記原告訴訟代理人弁護士 松 丸 正

〒 8 8 0 - 0 9 3 7 宮崎県宮崎市京塚 2 丁目 4 - 1 4

宮崎くすの樹法律事務所

上記原告訴訟代理人弁護士 成 見 暁 子

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 小 泉 龍 司

(原処分庁 八王子労働基準監督署長)